

加齢性難聴対策について

1. 事業目的

加齢による聴力の低下は、誰にでも起こりえることですが、徐々に低下するため、気づきにくい状況です。このため、高齢者の聞き取る機能の衰えへの気づきを促すことを目的とする「加齢性難聴の早期発見・早期治療」に関する事業並びに高齢者の積極的な社会参加及び地域交流を支援し、もってフレイルや認知症の予防を促すことを目的とする「高齢者への補聴器購入助成事業」を実施します。

2. 事業内容

(1) 加齢性難聴の早期発見・早期治療

高齢者の聞き取る機能の衰えへの気づきを促す

- 「聞こえチェック」を周知
国保特定健診や後期高齢健診時
タピオステーションでの言語聴覚士による立ち上げ支援及び継続支援時
ホームページ等に周知
- 言語聴覚士による相談
集団特定健診結果説明会時に言語聴覚士による相談日を設定



早期対応を促す

難聴を早期に発見し、医師の指導のもとで個々に応じた補聴器を使用することは、フレイルや認知症の予防につながります。

聞こえの変化を感じる方は、

耳鼻咽喉科（かかりつけ医や補聴器相談医）へ診察・相談

耳の状態を診察し、難聴の種類や補聴器が必要かどうか診断

補聴器の購入が必要と診断された方のうち、(2)に当てはまる方は購入助成が受けられます。



一人ひとりに応じた補聴器の選定と調整

補聴器が必要となった方は、耳鼻咽喉科や補聴器販売業者で自分の耳の形や聴力に合った補聴器を選定し、調整とトレーニングを受けましょう。

また、定期的な点検を行い、聞こえの変化が生じたら受診しましょう。

(2) 高齢者への補聴器購入助成事業

対象者(次の要件すべてを満たす者)

- ① 住民基本台帳法の規定により、本町の住民基本台帳に記録されている 65 歳以上の者
- ② その属する世帯のすべての世帯員が当該年度分(申請した月が4月又は5月である場合にあっては、当該年度の前年度)の市町村民税が非課税の者又は生活保護を受給している者
- ③ その属する世帯のすべての世帯員が町税等を滞納していない者
- ④ 両耳または片耳の聴力レベルが 40 デシベル以上の者で、難聴のため補聴器の装用が必要であると医師が認めた者
- ⑤ 身体障害者福祉法第 15 条に規定する身体障害者手帳(聴覚障害に係るものに限る。)を所持していない者

助成対象経費

管理医療機器として認定された補聴器本体の購入費用のみ

※次に掲げるものは対象外

集音器の購入費用及び診察料、検査料、文書料、送料その他購入のために要した費用

助成額

助成対象経費の額に2分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、25,000円を上限とする。

※助成は1回限り

注意事項

- ① 助成金交付決定前に購入した補聴器は助成対象となりません。
- ② 助成金は年度単位です。同一年度内に助成金の申請から実績報告書の提出を行ってください。
- ③ 助成対象となる補聴器は管理医療機器です。自分にあつた補聴器の選定や調整作業には相当の時間を要しますので、余裕を持って助成金の申請をしてください。

3. 予算内訳

【歳出】

言語聴覚士報償金 12,000円×5回 =60,000円

助成金 25,000円×40件=1,000,000円